

過失・重過失、業務上必要な注意懈怠による事故等に対する罰則例

＜秘密・信用等に係るもの＞

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年六月九日法律第百六十六号）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

○医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※同様の規定が、視能訓練士法、理学療法士及び作業療法士法、薬剤師法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法、診療放射線技師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、栄養士法にある。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年七月三十一日法律第九十九号）

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によつて信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

○郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）

第七十九条

2 郵便の業務に従事する者が重大な過失によつて郵便物を失ったときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

<人の生命・身体に係るもの>

○航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年六月十九日法律第八十七号)

(過失犯)

第六条 過失により、航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第四百四十二号)

(過失犯)

第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

○道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

第一百六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

○消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)

第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(業務上失火等)

第一百七条の二 第一百六条(失火)又は前条第一項(爆発物破裂)の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(過失建造物等浸害)

第二百二十二条 過失により出水させて、第一百九条に規定する物を浸害した者又は第二百十条に規定する物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下

の罰金に処する。

(過失往来危険)

第二百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(危険運転致死傷) <※準故意犯>

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

(過失致死)

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その障害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。